

国民年金だよ



国民年金保険料の免除等を
受けた方は追納をお勧めしま
す

国民年金保険料の免除（全額免
除・一部免除・法定免除）、納付猶
予、学生納付特例の承認を受けた
期間があると、保険料を全額納め
たとき比べ、老齢基礎年金の年
金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎
年金の年金額を増やすために、10
年以内であれば、免除等の承認を
受けた期間の保険料についてさか
のぼって納める（追納する）こと
ができます。

また、納めた国民年金保険料は
全額、社会保険料控除の対象にな
り所得税、住民税が軽減されます。

【追納に関する注意事項】

保険料の免除もしくは、納付猶
予などの免除を受けた期間の
翌年度から起算して、3年度目

以降に保険料を追納する場合
には、当時の保険料額に経過期
間に応じた一定の加算額が上
乗せされます。

一部免除を受けた期間に、残り
の納付すべき保険料を納付して
いない場合は、追納できません。

（例えば、4分の3免除の期間
を追納する場合は、残りの4分
の1の保険料を納めている必要
があります）

老齢基礎年金を受けられている
方は、追納できません。

追納は、免除などを受けた期間
のうち、原則古い期間の保険料
から納めることとなります。

追納するためには、申し込みが
必要です。

「国民年金保険料追納申込書に
必要事項を記載し、お近くの年金
事務所へご提出ください。

年金事務所にご提出したあと、

厚生労働大臣の承認を受けたうえ
で納付書が送られます。届いた納
付書でお支払いしていただきます。
（口座振替ならびにクレジット納
付はできません）

追納のご相談は、お近くの年金
事務所へお問い合わせください。

年金生活者支援給付金制度
に便乗した詐欺にご注意くだ
さい

令和元年10月から始まった年
金生活者支援給付金制度に便乗し、
厚生労働省、日本年金機構または
市区町村の職員を名乗る者から、
「年金生活者支援給付金の振込口
座が使えないため、新しい口座番
号、暗証番号、マイナンバーを教
えてほしい」という不審な電話が
かかってきた事例が報告されてい
ます。

厚生労働省および日本年金機構
では、電話でお客様の口座番号、
暗証番号、マイナンバー等をお聞
きすることはありません。このよ
うな電話があつても、口座番号等
の個人情報をお答えすることのない
ようご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、
お近くの年金事務所、または役場
窓口へお問い合わせください。



年金相談・お手続きの際は、
ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務
所では、年金相談や年金請求手続
きについて、事前予約が可能です。
待ち時間の少ない予約相談をぜ
ひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から
前日まで受付しています。

お申込みの際は、基礎年金番号
のわかるもの（年金手帳や年金
証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専
用受付電話「0570 05 48
90」またはお近くの年金事務所
に電話・来訪時にお申込みくださ
い。



お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34 2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166 72 5002